番号:151037 国名:パレスチナ

担当:産業開発・公共政策部民間セクターグループ第二チーム

案件名:「官民連携による持続可能な観光振興プロジェクトフェーズ 2」終了時評価調査(評価分

析)

1. 担当業務、格付等

(1)担当業務:評価分析

(2)格付:3号

(3)業務の種類:調査団参団

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間:2016年1月下旬から2016年4月上旬頃まで

(2) 業務M/M:国内 0.50M/M、現地 0.73M/M、合計 1.23M/M

(3)業務日数: 準備期間 現地業務期間 整理期間

5日 22日 5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

(1) 簡易プロポーザル提出部数:1部

(2) 見積書提出部数:1部

(3) 提出期限:12月24日(12時まで)

(4) 提出場所:専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は

郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれ

も提出期限時刻必着)

※2014 年 2 月 26 日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム > JICA について > 調達情報 > お知らせ > 「コンサルタント等契約における業務実施契約 (単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」

(http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1)業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針 8点

②業務実施上のバックアップ体制等 2点

(2)業務従事者の経験能力等:

①類似業務の経験 45点

②対象国又は同類似地域での業務経験 9点

③語学力 18点

④その他学位、資格等 18点

(計100点)

類似業務	産業開発(地域経済開発)分野にかかる各種評価調査
対象国/類似地域	パレスチナ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1)参加資格のない社等:

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種:なし

6. 業務の背景

JICAは、2009年2月から2012年2月までの3年間、観光遺跡庁(Ministry of Tourism and Antiquities:MOTA)をカウンターパート (C/P) 機関として、ジェリコ地域において官民協同による地域住民に直接裨益する持続可能な観光システムを形成することを目的に、「官民連携による持続可能な観光振興プロジェクト(以下、先行プロジェクト)」を実施した。同プロジェクト実施の結果、官民の代表がジェリコの観光振興の方針について議論するためのプラットフォームであるジェリコ遺跡保存・観光委員会(Jericho Heritage Tourism Committee;JHTC) が形成され、JHTC によって地域住民への裨益を最優先しながら持続的な観光振興を進めるための体制が整えられた。また、地域住民が主体となって観光事業を行うCommunity Based Tourism(CBT)に留意した活動が展開され、文化遺産の有効活用に向けたサイネージの設置、ハチミツやモザイク商品の開発支援、バザールや展示会の開催、ローカルガイドツアーや料理人に対する研修、観光情報の発信を目的とした観光情報センター(Tourist Information Center; TIC)の設置、観光地図の作成、ジェリコの歴史を紹介するための本の作成等が実施され、上記課題の解決に向け、一定の成果を達成した。

他方、先行プロジェクトでパイロット的に実施されたジェリコの観光振興に係る活動は、ジェリコの一部の住民に裨益をもたらすことに成功したものの、今後地域経済全般に裨益をもたらす形で活動を発展させることが、課題として残されている。具体的には、途に就いたばかりのJHTCの機能を強化しつつ、豊富な文化遺産の更なる有効活用、観光商品・サービスのより一層の充実を図り、観光客の訪問地の多様化、観光客による飲食店や商店での観光商品・サービスの購入を促進する必要がある。また、ジェリコにおいて完成された活動を他地域にも展開し、持続可能な観光開発の拡大を行うための関係機関の能力を向上することも必要とされている。

このような背景の下、パレスチナ政府は我が国に対し、フェーズ2の協力実施を要請し、これを受けてJICAは、2012年7月に詳細計画策定調査を実施、新規プロジェクトの基本計画についてパレスチナ側と合意し、2012年12月に討議議事録 (R/D) に署名。「官民連携による持続可能な観光振興プロジェクトフェーズ2」を2013年6月から2016年6月にかけて実施している。

今回実施する終了時評価調査は、プロジェクト終了まで残り約半年となった段階で、これまでのプロジェクト活動の実績や成果を評価5項目に沿って確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言や、今後の類似業務の実施にあたっての教訓等を導き出すことを目的に、実施する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「JICA 事業評価ガイドライン第 2 版」に沿って、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、当該プロジェクトの協力について、当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目(妥当性、有効性。効率性、インパクト、持続性)を確認するために、必要なデータ・情報を収集・整理した上で、分析を行う。また、これら調査、情報収集、分析結果に基づき、合同終了時評価調査報告書(案)を作成する。なお、JICA事業評価ガイドラインは以下から取得可能。

http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間(2016年1月下旬-2016年2月中旬)
 - ① 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、合同調整委員会(JCC: Joint Coordination Committee)議事録、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理・分析する。
 - ② 既存の PDM (Project Design Matrix) に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目、データ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、終了時評価用の評価グリッド(案)(和文・英文) を作成する。また、現地で入

手、検証すべき情報を整理する。

- ③ 終了時評価用の評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P、その他相手国側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(案)(英文)を作成する。
- ④ 調査団事前打合せ、対処方針会議等に参加する。
- (2) 現地派遣(2016年2月下旬-2016年3月中旬)
 - ① JICA パレスチナ事務所、プロジェクト専門家等との打合せに参加する。
 - ② プロジェクト関係者に対して、終了時評価調査の実施手法について説明を行う。
 - ③ C/P と合同終了時評価調査用の評価グリッド(案)に基づき協議を行うとともに、プロジェクト関係者から質問票に対する回答を回収する。また、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に係る情報、データの収集・整理を行う。
 - ④ 収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
 - ⑤ 国内準備作業並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及び C/P 等と 共に評価 5 項目の観点から評価を行い、合同終了時評価調査報告書(案)(英文)の取り まとめを行う。
 - ⑥ 合同終了時評価調査報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、 最終版を作成する。必要に応じて、同報告書の内容等につき関係者に対して説明を実施 する。
 - ⑦ 必要な場合には調査結果や先方政府 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO (Plan of Operation) の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
 - ⑧ 協議記事録 (M/M) 案 (英文) の作成に協力する。
 - ⑨ 担当分野に係る現地調査結果を、JICAパレスチナ事務所等に報告する。

留意点

- 1. 特に CBT (Community Based Tourism)活動の進捗状況 (TIC 整備状況、WG 活動状況等) や CBT の実施による効果発現状況の把握、および今後の活動計画や、他地域等への展開可能性等の確認を行う。
- 2. 将来に向けた組織・実施体制整備状況の確認を行う。
- (3) 帰国後整理期間(2016年3月中旬-2016年4月上旬)
 - ①終了時評価調査(評価)結果要約表(案)(和文・英文)の作成に協力する。
 - ② 帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る報告を行う。
 - ③ 担当分野の調査結果を取りまとめ、終了時評価調査報告書(案)の作成に協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(1)~(3)のすべてとし、電子データで提出する。

「官民連携による持続可能な観光振興プロジェクトフェーズ 2」(PSTP プロジェクト) について

- (1) 合同終了時評価調査報告書(案)(英文1部)
- (2)終了時評価調査結果要約表(案)(和文・英文各1部)
- (3)終了時評価調査報告書(案)(和文1部)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」 (http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html) を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します(見積書の航空賃

及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい)。

(2) 保険料

パレスチナは戦争特約対象地域のため、コンサルタント等契約における災害補償保険(戦争特約)に係る2015年度の経費上限単価について

(http://www.jica.go.jp/announce/information/20150401_02.html) を参照し、戦争特約保険料を計上してください。

(3) 一般管理費等の上限加算

パレスチナは、治安状況を鑑み一般管理費等率の基準(上限)を10%加算することが可能です。

10. 特記事項

- (1)業務日程/執務環境
 - ①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は、2016年2月20日頃-3月12日頃を予定しています。 機構職員の現地調査期間は、2016年2月27日頃-3月12日頃を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ)協力企画(JICA)
- ウ) 評価分析(コンサルタント)
- ③便宜供与内容

当機構パレスチナ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア)空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供(機構職員等の調査期間については、職員等と同乗 することになります。)

工) 通訳傭上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ、専門家及びC/Pの同行

カ)執務スペースの提供

JICAパレスチナオフィス(ラマラフィールド事務所)内の執務スペース提供(ネット環境完備)

(2)参考資料

①案件情報

案件の概要は、ウェブサイト上で公開されています。

http://www.jica.go.jp/oda/project/1200164/index.html

 $\frac{\text{http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjectView.nsf/VW02040107/3C22E1C4DDEE166C49257AD50}}{079D80E?0penDocument}$

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1200164_1_s.pdf

②本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。 官民連携による持続可能な観光振興プロジェクトフェーズ 2 詳細計画策定調査報告書

http://libopac.jica.go.jp/images/report/12150967.pdf

官民連携による持続可能な観光振興プロジェクト

事前調査報告書

http://libopac.jica.go.jp/images/report/11948908.pdf

- ③本業務に関する以下の資料を、当機構産業開発・公共政策部民間セクターグループ第2チーム(担当者: 柳、メールアドレス: Yanagi. Tatsuya@ji ca. go. jp、Tat 03-5226-8049) で配布します。
 - PDM (最新版)
 - プロジェクト事業進捗報告書(I-IV)
 - ・官民連携による持続可能な観光振興プロジェクト終了時評価調査報告書

(3) その他

- ①観光分野の支援に関する業務経験があることが望ましい。
- ②業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度であるため、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とします。
- ③現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICAパレスチナ事務所において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のため関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。
- ④ 「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に本業務を実施下さい。 なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又はJICA担当者に速やかにご相 談下さい。

以上